# 巻末資料

## ～様式、記入例及び受入品目の具体例～

※記載のページ番号は本資料中のものです

## ⑴ 様式


・**産業廃棄物搬入届出書（管理型（石綿含有を除く））** ～P.2～
　・・・廃石膏ボード、鉱さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に使用する書類

・**産業廃棄物搬入届出書（管理型（石綿含有））** ～P.3～
　・・・石綿含有産業廃棄物に該当する廃石膏ボード等を搬入する際に使用する書類

・**産業廃棄物搬入届出書（安定型（石綿含有を除く））** ～P.4～
　・・・廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類

・**産業廃棄物搬入届出書（安定型（石綿含有））** ～P.5～
　・・・石綿含有産業廃棄物に該当する廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類

・**産業廃棄物搬入届出書　附属書** ～P.6～
　・・・届出書と一緒に必ず提出する書類

・**産業廃棄物処分費用後納承認申請書** ～P.7～
　・・・産業廃棄物処分費用を後納払いする場合にのみ提出する書類

・**産業廃棄物分析調査報告書** ～P.8～
　・・・鉱さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に安全性確認の手続で使用する書類


## ⑵ 記入例


・**「産業廃棄物搬入届出書」の記入例** ～P.10～

・**「産業廃棄物搬入届出書　附属書」の記入例** ～P.12～

・**「産業廃棄物処分費用後納承認申請書」の記入例** ～P.14～

・**「産業廃棄物分析調査報告書」の記入例** ～P.16～

第13号様式(第18条第1項)

# 産業廃棄物搬入届出書 管理型(石綿含有を除く)

年　月　日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|---|---|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |
| 承認番号 | |

届出者(排出者)
住所
氏名　　㊞
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
電話　(　　)

| 業種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|---|---|---|---|
| 該当する業種の番号を | 2 卸売業 | | |
| ○で囲んでください。 | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| 担当者 | 氏名 | | | 電話 | (　　) |
| 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 150 燃え殻 | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | 151 メッキ汚泥 | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | 152 その他汚泥 | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | 153 建設汚泥 | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | 154 鉱さい | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | 155 ばいじん | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | 156 下水汚泥の焼却灰 | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | 157 (廃石こうボード) | (ばら)・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | | 台 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | | |
| | | 名称 | | | | |
| | | 電話 | (　　) | (　　) | (　　) | |
| | | 許可番号 | 第　　号 | 第　　号 | 第　　号 | |
| | 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | kg | kg | kg | kg |
| | | | kg | kg | kg | kg |
| 横浜市の処理施設 | | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | |
| | | 名称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | |
| 横浜市指示欄 | | 搬入期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | |
| | | 搬入番号 | 号 | | | |

(注意)
1 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
3 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
4 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
5 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| 受付 |
|---|
| |

(A4)

第13号様式(第18条第1項)

# 産業廃棄物搬入届出書 管理型 (石綿含有)

年　月　日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|---|---|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |
| 承認番号 | |

届出者(排出者)
住所
氏名　　㊞
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
電話　(　　)

| 業　種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|---|---|---|---|
| 該当する業種の番号を | 2 卸売業 | | |
| ○で囲んでください。 | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名　称 | | | | |
| 担当者 | 氏　名 | | | 電　話 | (　　) |
| 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 158 (廃石膏ボード(石綿含有) | ~~ばら~~・(袋)・その他(　　) | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | | | |
| | | 名　称 | | | | | |
| | | 電　話 | (　　) | | (　　) | | (　　) |
| | | 許可番号 | 第　　号 | | 第　　号 | | 第　　号 |
| | 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | | kg | | kg | kg |
| | | | | kg | | kg | kg |
| 横浜市の処理施設 | | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | | |
| | | 名　称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | | |
| 横浜市指示欄 | | 搬入期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | | |
| | | 搬入番号 | 号 | | | | |

(注意)
1 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
3 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
4 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
5 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| 受　付 |
|---|
| |

(A4)

第13号様式(第18条第1項)

# 産業廃棄物搬入届出書 安定型(石綿含有を除く)

年　月　日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|---|---|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |

届出者(排出者)
住所
氏名　　㊞
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
電話　(　　)

| 業　種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|---|---|---|---|
| 該当する業種の番号を | 2 卸売業 | | |
| ○で囲んでください。 | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名　称 | | | | |
| 担当者 | 氏　名 | | | 電　話 | (　　) |
| 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 160 廃プラスチック類(石綿含有を除く) | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | 161 ゴムくず | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | 162 金属くず | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | 163 ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず(石綿含有を除く) | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | 164 がれき類(石綿含有を除く) | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | 台 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | | | |
| | | 名　称 | | | | | |
| | | 電　話 | (　　) | | (　　) | | (　　) |
| | | 許可番号 | 第　　号 | | 第　　号 | | 第　　号 |
| | 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | | kg | | kg | kg |
| | | | | kg | | kg | kg |
| 横浜市の処理施設 | | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | | |
| | | 名　称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | | |
| 横浜市指示欄 | | 搬入期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | | |
| | | 搬入番号 | 号 | | | | |

(注意)
1 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
3 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
4 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
5 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| 受　付 |
|---|
| |

(A4)

第13号様式(第18条第1項)

# 産業廃棄物搬入届出書

**安定型**
**(石綿含有)**

年　月　日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|---|---|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |

届出者(排出者)
住所
氏名　　㊞
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
電話　(　　)

| 業　種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|---|---|---|---|
| 該当する業種の番号を | 2 卸売業 | | |
| ○で囲んでください。 | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名　称 | | | | |
| 担当者 | 氏　名 | | | 電　話 | (　　) |
| 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 165 廃プラスチック類(石綿含有) | ~~ばら~~・(袋)・その他(　　) | t | | 台 |
| | 166 ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず(石綿含有) | ~~ばら~~・(袋)・その他(　　) | t | | 台 |
| | 167 がれき類(石綿含有) | ~~ばら~~・(袋)・その他(　　) | t | | 台 |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | | 台 |
| | | ばら・袋・その他(　　) | t | | 台 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | | | |
| | | 名　称 | | | | | |
| | | 電　話 | (　　) | | (　　) | | (　　) |
| | | 許可番号 | 第　　号 | | 第　　号 | | 第　　号 |
| | 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | | kg | | kg | kg |
| | | | | kg | | kg | kg |
| 横浜市の処理施設 | | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | | |
| | | 名　称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | | |
| 横浜市指示欄 | | 搬入期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | | |
| | | 搬入番号 | 号 | | | | |

(注意)
1 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
3 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
4 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
5 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| 受　付 |
|---|
| |

(A4)

# 産業廃棄物搬入届出書　　附属書

処分料金

| 産業廃棄物の種類 | 処分費用単価 |
|---|---|
| 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥（建設汚泥を除く）、廃石膏ボード | 15円50銭/kg |
| 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、金属くず、ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず、ｺﾞﾑくず、がれき類、建設汚泥 | 13円/kg |

・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000㎥で面積が16.4haです。
・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

1 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

2 搬入廃棄物の数量根拠

3 石綿含有産業廃棄物の有無

□ 有　　□ 無

「有」の場合

□ 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではない。
□ 収集・運搬に当たっては、受入基準を満たすための破砕・切断はしていない。

4 第一種指定化学物質 報告義務の有無

□ 有　　□ 無（対象事業者に該当しない又は未含有）

「有」の場合

| 第一種指定化学物質の名称 | 量・濃度 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

5 自社搬入の有無

□ 有　　□ 無

6 マニフェスト利用の有無

□ 有　　□ 無

「有」の場合

□ 紙マニフェスト
□ 電子マニフェスト

7 過去の届出状況

□ 同一の公共工事で届け出た。　　搬入番号【　　】
□ 公共工事以外で、今年度届け出た。　　搬入番号【　　】
□ いずれにも該当しない

8 搬入廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

**□ 届出書及び添付書類の内容に相違はありません。**
**□ 受入基準等※を遵守し適正に搬入します。**

※：受入基準等（抜粋）

・再資源化できないもの
・水中に投じて浮遊しないもの
・中空の状態でないもの
・廃プラスチック類、ゴムくずは最大径15cm以下に破砕・切断したもの
・金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類等は最大径30cm以下に破砕または切断したもの
・燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては理化学分析の結果が判定基準に適合するもの

第１号様式

※この欄は記入しないでください。

| 管理型 | 安定型 |
|---|---|
| | |
| | |

# 産業廃棄物処分費用後納承認申請書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

申請者（届出者）　住　　所
会 社 名
代表者名　　印
電　　話　　（　　）

南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払い方法を、後納払いとしたく、添付書類を提出のうえ、次のとおり申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発　注　者<br>（発注担当局部課） | | 発注担当者<br>（　電　話　） | |
| 発生場所の名称 | | | |

| 公共事業 | 公共事業以外 | 添付書類 |
|---|---|---|
| ／ | □ | 住民票又は法人登記簿謄本の写し |
| ／ | □ | 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し |
| □ | □ | 直近の期の貸借対照表及び損益計算書<br>（個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し） |

直近の期の貸借対照表及び損益計算書を添付しない場合は、理由をお答えください。
（該当する数字に○）

1　横浜市財政局契約の工事（水道局、交通局委任案件を含む）を今年度請け負っている。
2　今年度、搬入番号【　　号】にて後納承認申請書を提出している。
3　申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

| | |
|---|---|
| 確認事項 | □　過去１年以内に納期限を超過した支払いはありません。<br>□　下記の注意事項について確認しました。 |

（注意）
1　後納払いは、次のいずれかの要件を満たした場合に限ります。
(1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
(2) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が２トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
(3) 公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が 20 トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
2　この申請書は、産業廃棄物搬入届出書とあわせて提出してください。
3　記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
4　処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。
5　申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)～(3)を行います。
(1) 既に届出された後納払いによる搬入をすべて停止します。
(2) 横浜市が指定した日から１年間、後納承認の申請ができません。
(3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

様式１

# 産業廃棄物分析調査報告書

年　　月　　日

（報告先）
横浜市長

住所
氏名

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。
［事業者記入欄］

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 提出区分 | 新規　・　継続　・　中間報告 | | | |
| 当該廃棄物の担当者 | 所属　　氏名<br>ＴＥＬ　　（　　） | | | |
| 事業概要 | 業種 | | | |
| | 主要製品 | | | |
| 廃棄物名（社内名） | | 主成分 | | |
| 試料採取者及び<br>採取年月日 | 所属　　氏名 | | 年　　月　　日 採取 | |
| 試料採取場所及び方法 | | | | |
| 廃棄物の発生工程<br>及び処理工程<br>（フローシート） | 発生場所　報告者住所と　１．　同じ<br>２．　異なる（　　） | | | |
| 保有する政令で<br>定められた施設の<br>名称又は番号 | 大気汚染防止法関係 | | | |
| | 水質汚濁防止法関係 | | | |
| | 廃棄物処理法関係 | | | |
| 処分方法 | （埋立）　　海洋投入<br>（Ａ・Ｂ・Ｃ 海域） | | | |
| 廃棄物排出量 | ｔ/月 | 処分頻度 | 回/月・年 | |
| 保管方法 | | 通常保管量 | | |
| 収集・運搬者 | 住所<br>氏名　　ＴＥＬ（　　） | | | 許可番号 |
| 最終処分者 | 住所 横浜市中区南本牧３番１、４番１地先<br>氏名 南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場<br>ＴＥＬ（ 045 ）625-9647 | | | 許可番号 |

| | |
|---|---|
| 横浜市記入欄 | |

［分析機関記入欄］

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般性状試験 | 試料の性状 | 1．液状　2．泥状　3．粉体状　4．塊状　5．その他（　　）<br>色（　　）　臭気（　　） | | | | |
| | 海洋投入処分の場合 | 固液分離の有無：3　0　分以上静置後の状態<br>1．無　2．有〔上澄み液量（　　），沈澱物量（　　）〕　3．分離不明確 | | | | |
| | | 油　膜 | 有　・　無 | | 油　分 | mg／ℓ |
| | 水　分 | % | pH | （　℃） | n-ﾍｷｻﾝ抽出物質量 | mg／kg |
| | 固型分 | % | 不溶成分 | % | 固型分の熱灼減量 | % |

| 項　目 | 含有量試験値 | 溶出試験値 | 試験方法 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 含有量試験 | 溶出試験 |
| アルキル水銀 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 総水銀 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| カドミウム | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 鉛 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 有機燐 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 六価クロム | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 砒素 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| シアン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| PCB | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| トリクロロエチレン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| テトラクロロエチレン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ジクロロメタン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 四塩化炭素 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,2-ジクロロエタン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,3-ジクロロプロペン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| チウラム | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| シマジン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| チオベンカルブ | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ベンゼン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| セレン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,4-ジオキサン | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ダイオキシン類 | ng-TEQ/g<br>ng-TEQ/ℓ | — | | |
| 銅 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 亜鉛 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 弗化物 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ベリリウム | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| クロム | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ニッケル | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| バナジウム | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 有機塩素 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| フェノール類 | mg/kg<br>mg/ℓ | mg/ℓ | | |

| | |
|---|---|
| 分析機関<br>所在地<br>名称　印<br>濃度計量証明事業所登録番号 | 分析期間　年　月　日～　月　日<br>環境計量士<br>TEL　（　） |

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

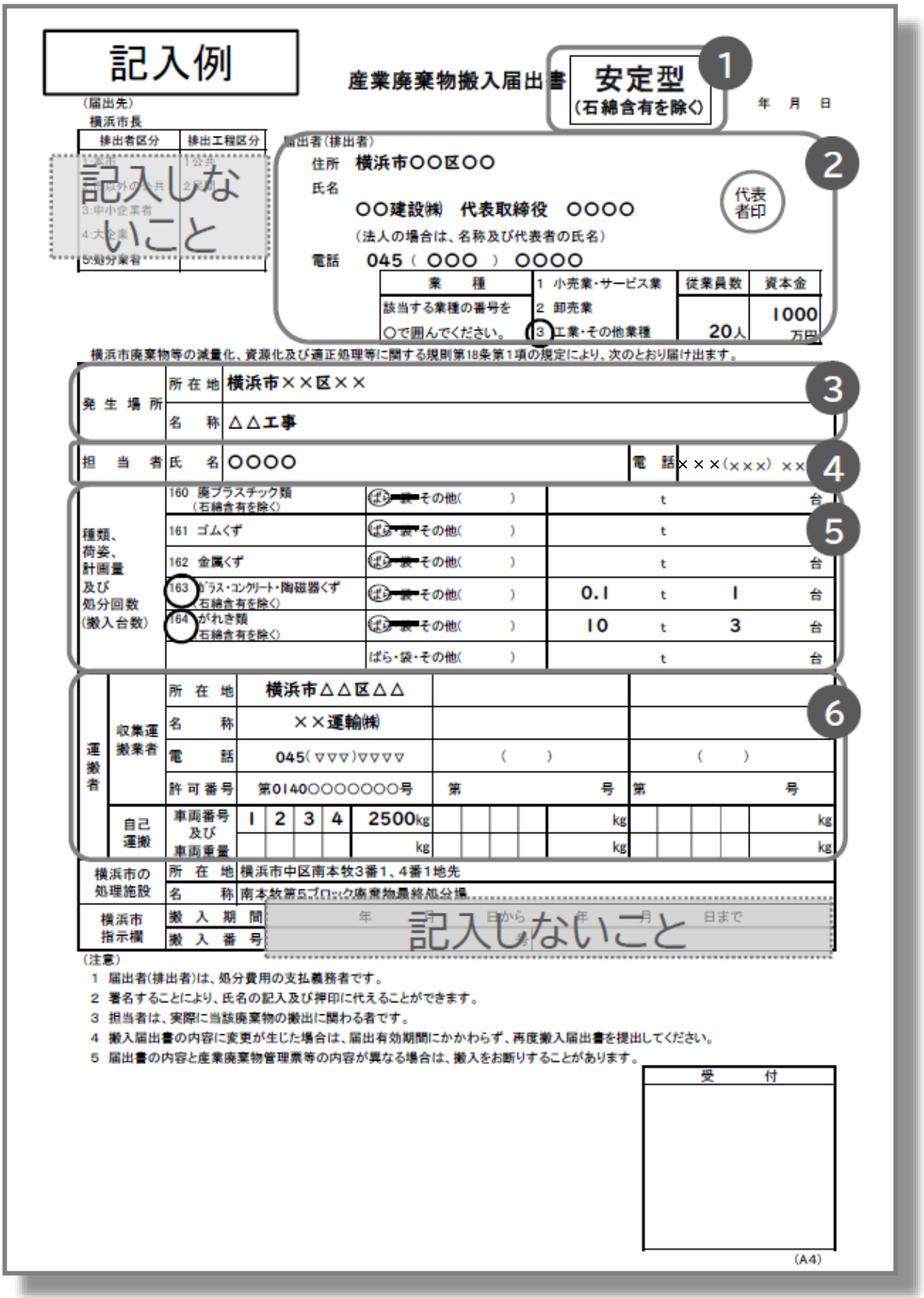

記入例

産業廃棄物搬入届出書　安定型（石綿含有を除く）　1

年　月　日

（届出先）
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|---|---|
| 1:公共 | 1:公共 |
| 2:公共以外の公共 | 2:民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |

記入しないこと

2
届出者（排出者）
住所　横浜市〇〇区〇〇
氏名
〇〇建設㈱　代表取締役　〇〇〇〇
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
代表者印
電話　045（　〇〇〇　）　〇〇〇〇

| 業種 | | 従業員数 | 資本金 |
|---|---|---|---|
| 該当する業種の番号を〇で囲んでください。 | 1 小売業・サービス業<br>2 卸売業<br>（3）工業・その他業種 | 20人 | 1000万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

3
| | | |
|---|---|---|
| 発生場所 | 所在地 | 横浜市××区×× |
| | 名称 | △△工事 |

4
| | | | |
|---|---|---|---|
| 担当者 | 氏名 | 〇〇〇〇 | 電話 ×××（×××）×× |

5
| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 種類、荷姿、計画量及び処分回数（搬入台数） | 160 廃プラスチック類（石綿含有を除く） | ばら・袋・その他（　） | | t | | 台 |
| | 161 ゴムくず | ばら・袋・その他（　） | | t | | 台 |
| | 162 金属くず | ばら・袋・その他（　） | | t | | 台 |
| | 163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず（石綿含有を除く） | ばら・袋・その他（　） | 0.1 | t | 1 | 台 |
| | 164 がれき類（石綿含有を除く） | ばら・袋・その他（　） | 10 | t | 3 | 台 |
| | | ばら・袋・その他（　） | | t | | 台 |

6
| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | 横浜市△△区△△ | | | |
| | | 名称 | ××運輸㈱ | | | |
| | | 電話 | 045（▽▽▽）▽▽▽▽ | （　） | （　） | |
| | | 許可番号 | 第0140〇〇〇〇〇〇〇号 | 第　号 | 第　号 | |
| | 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | 1234 2500kg | kg | kg | kg |
| | | | kg | kg | kg | kg |
| 横浜市の処理施設 | | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | |
| | | 名称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | |
| 横浜市指示欄 | | 搬入期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | | | |
| | | 搬入番号 | | | | |

記入しないこと

（注意）
1 届出者（排出者）は、処分費用の支払義務者です。
2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
3 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
4 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
5 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| 受付 |
|---|
| |

（A4）

# 産業廃棄物搬入届出書の記入方法について

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

❶　4種類の搬入届出書から適切なものを使用してください。
（4種類の選択方法については本編 P.5 の「2　利用するための事務手続」参照）

❷　届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は**事業を実際に経営し、廃棄物の処理責任を負う者（建設工事においては元請業者）**であり、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等は届出者にはあたりません。**なお、工事契約等の場合は、原則として**契約書に記載されている請負人の住所氏名を記入**してください。また、押印については**法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を使用してください。**
従業員数は会社全体の従業員数、資本金は資本総額又は出資総額を記入してください。

❸　**所在地は廃棄物の発生場所の住所、名称は工事の場合は工事名、それ以外は事業所名を記入**してください。発生場所が複数ある場合は、「○○他△か所」や「○○区一円」のように記入してください。また、工事契約等の場合は、**契約書に記載されている内容と同様に記入**してください。

❹　担当者は、現場事務所等の担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

❺　記入例を参考に、該当項目を○で囲んでください。荷姿に関しては原則として**石綿含有物以外は「ばら」、石綿含有物は「袋」**としてください。
搬入量は附属書に記入した根拠のある数値を記入してください。事前承認を受けている場合は、分析調査報告書に記載されている廃棄物排出量に合わせてください。
車両台数は廃棄物の種類ごとに、必要最小限の台数としてください。

❻　収集運搬を委託する場合は、委託業者の情報を記入してください。その際、車両のナンバー及び車両重量の記入は不要です。届出者自らが運搬する場合は、車両のナンバー及び車両重量を記入してください。レンタカーを利用する場合は、車両ナンバーの欄に「レンタカー」と記入してください。

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

# 産業廃棄物搬入届出書　　附属書

処分料金

| 産業廃棄物の種類 | 処分費用単価 |
|---|---|
| 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥(建設汚泥を除く)、廃石膏ボード | 15円50銭/kg |
| 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、金属くず、ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず、ｺﾞﾑくず、がれき類、建設汚泥 | 13円/kg |

・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000㎥で面積が16.4haです。
・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

1 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など　(1)

建屋解体時に発生する天井スレート、床舗装をはがしたインターロッキングブロック、廃石膏ボード

2 搬入廃棄物の数量根拠　(2)

天井スレート ： 幅1m×長さ2m×厚さ0.005m×比重1.5×20枚 ＝ 0.3t
インターロッキングブロック ： 1.3kg／個×35個＝45.5kg ＝ 0.045t
廃石膏ボード ： 幅1m×長さ2m×厚さ0.010m×比重0.7×20枚 ＝ 0.28t

3 石綿含有産業廃棄物の有無　(3)

☑ 有　□ 無

「有」の場合

☑ 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではない。
☑ 収集・運搬に当たっては、受入基準を満たすための破砕・切断はしていない。

4 第一種指定化学物質 報告義務の有無　(4)

☑ 有　□ 無（対象事業者に該当しない又は未含有）

「有」の場合

| 第一種指定化学物質の名称 | 量・濃度 |
|---|---|
| トルエン | 1～2% |
| 鉛 | 別紙参照 |
| | |

5 自社搬入の有無　(5)

☑ 有　□ 無

6 マニフェスト利用の有無　(6)

☑ 有　□ 無

「有」の場合

□ 紙マニフェスト
☑ 電子マニフェスト

7 過去の届出状況　(7)

☑ 同一の公共工事で届け出た。　搬入番号【 R6 10012 】
□ 公共工事以外で、今年度届け出た。　搬入番号【 】
□ いずれにも該当しない

8 搬入廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項　(8)

・飛散しやすい
・肌に付着すると危険

(9)

**☑ 届出書及び添付書類の内容に相違はありません。**
**☑ 受入基準等※を遵守し適正に搬入します。**

※：受入基準等（抜粋）

・再資源化できないもの
・水中に投じて浮遊しないもの
・中空の状態でないもの
・廃プラスチック類、ゴムくずは最大径15cm以下に破砕・切断したもの
・金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類等は最大径30cm以下に破砕または切断したもの
・燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては理化学分析の結果が判定基準に適合するもの

# 附属書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

❶ 搬入物がどのようなものか具体的に記入してください（例えば「廃プラスチック」ではなく、「既設塩ビ管の撤去物」などと記入）。

❷ 数量根拠は「（体積計算）×（単位体積当たりの比重）」、「（単位量当たりの重量）×（数量）」、「実績値」を数量根拠とする場合は、別紙に根拠資料を添付してください。比重が1以下の場合は、水中に投じて浮遊しないことを必ず確認してください。

❸ 石綿含有廃棄物の有無にレ点を入れてください。有の場合、廃石綿等でないこと及び収集・運搬に当たっては、当処分場への受入基準を満たすための破砕・切断はしていないことを確認のうえ、レ点を入れてください。

❹ 第一種指定化学物質等取扱事業者[*1]に該当し、かつ廃棄物中に第一種指定化学物質[*2]が含まれる、または付着している場合（廃棄物の重量に占める割合が1％以上（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1％以上））は、有にレ点を入れ、化学物質名称と量（濃度）[*3] を記載してください。該当しない場合は、無にレ点を入れてください。

[*1]「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に定める事業者をいいます。
（参考：PRTR 制度　対象事業者（METI/経済産業省））

[*2]「第一種指定化学物質」とは、同法律第2条第2項に規定する物質をいいます。
（参考：PRTR 制度　対象化学物質（METI/経済産業省））

[*3] 量（濃度）は、数値で記載のほか、「別紙参照」とし、成分分析表、メーカー資料および仕様書など含有率が確認できる資料を添付することも可能です。

❺ **収集運搬委託の有無に関わらず**、自社運搬する廃棄物がある場合はレ点を入れてください。

❻ マニフェストの使用の有無について、該当する箇所にレ点を入れてください。**記入内容と実際の搬入時の状況が違う場合、搬入をお断りさせていただくことがあります。**

❼ 受入上限に達していないことの確認のため、該当する場合は記入して下さい。

❽ 搬入物を取り扱う際の注意事項を記入してください。
例） 飛散しやすい、肌に付着すると危険等

❾ **内容を確認したうえで、必ずレ点を入れてください。**

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

第１号様式

※この欄は記入しないでください。

| 管理型 | 安定型 |
|---|---|
| | |
| | |

# 産業廃棄物処分費用後納承認申請書

年　月　日

（申請先）
横　浜　市　長

1

申請者（届出者）　住　所　横浜市〇〇区〇〇
会 社 名　〇〇建設(株)
代表者名　代表取締役　〇〇〇〇　代表者印
電　話　045（〇〇〇）〇〇〇〇

南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払い方法を、後納払いとしたく、添付書類を提出のうえ、次のとおり申請します。

2

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発注者（発注担当局部課） | 〇〇局▽▽課 | 発注担当者（電話） | 〇〇〇〇<br>045（〇〇〇）〇〇〇〇 |
| 発生場所の名称 | △△工事 | | |

3

| 公共事業 | 公共事業以外 | 添付書類 |
|---|---|---|
| ／ | □ | 住民票又は法人登記簿謄本の写し |
| ／ | □ | 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し |
| ☑ | □ | 直近の期の貸借対照表及び損益計算書<br>（個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し） |

直近の期の貸借対照表及び損益計算書を添付しない場合は、理由をお答えください。
（該当する数字に〇）
1　横浜市財政局契約の工事（水道局、交通局委任案件を含む）を今年度請け負っている。
2　今年度、搬入番号【　　号】にて後納承認申請書を提出している。
3　申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

4

| | |
|---|---|
| 確認事項 | ☑　過去１年以内に納期限を超過した支払いはありません。<br>☑　下記の注意事項について確認しました。 |

（注意）
1　後納払いは、次のいずれかの要件を満たした場合に限ります。
(1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
(2) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が２トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
(3) 公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が 20 トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
2　この申請書は、産業廃棄物搬入届出書とあわせて提出してください。
3　記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
4　処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。
5　申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)～(3)を行います。
(1) 既に届出された後納払いによる搬入をすべて停止します。
(2) 横浜市が指定した日から１年間、後納承認の申請ができません。
(3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

# 産業廃棄物処分費用後納承認申請書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

❶ 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は**廃棄物の処理責任者**であり、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等は届出者にはあたりません。**
代表者氏名欄には、役職名も記載してください。
また、押印については**法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を使用してください。**

❷ 発生場所の名称は産業廃棄物搬入届出書と同様に、**工事名や事業所名を記入**してください。
公共工事の場合のみ、発注者及び発注担当者の欄も記入してください。

❸ 必要な添付書類の欄にレ点を入れてください。貸借対照表及び損益計算書の添付を省略できる場合は、「□無」にレ点を入れて、該当する番号を〇で囲んでください。

❹ **注意事項を必ず確認**して、両方にレ点を入れてください。

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

# 産業廃棄物分析調査報告書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

❶ 排出事業者の住所、氏名を記入してください。

❷ 初めて承認申請する廃棄物なら「新規」、二度目以降であれば「継続」を選択してください。
排出事業者ごとではなく、廃棄物の種類ごとなので注意してください。

❸ 各欄に記入してください。ただし、製造業でない場合、主要製品の記入は不要です。

❹ 廃棄物発生場所の住所及び**発生工程を記入**してください。中間処理施設の場合は別紙にてフロー図を添付するのも可です。

❺ 所有する施設で該当するものがあれば記入してください。
（例：電気メッキ施設（66 番））
「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」の「別表　政令で定められた施設」から確認することもできます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyutu.html#haisyutup

❻ 各欄に記入してください。ただし、工事等単発の搬入の場合、処分頻度と通常保管量の記入は不要です。廃棄物排出量については、月平均量を記入してください。

❼ 収集運搬契約相手方の住所、氏名、電話番号、収集運搬業許可証の番号を記入してください。自己運搬の場合は「自己運搬」と記入してください。

❽ 一般性状試験結果及び必要な分析項目の分析結果について、**分析機関が記入**してください。
また、分析機関の印が必要です。